

山形県個人情報保護条例施行規則

平成 13 年 3 月 6 日

山形県規則第 25 号

改正 平成 14 年 3 月 22 日規則第 16 号

平成 17 年 3 月 31 日規則第 30 号

平成 18 年 3 月 24 日規則第 18 号

(平成 19 年 3 月 16 日規則第 16 号)

平成 19 年 3 月 30 日規則第 41 号

平成 20 年 3 月 21 日規則第 30 号

平成 28 年 3 月 29 日規則第 31 号

山形県個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月県条例第 62 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(記録媒体の種類)

第 2 条 条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定める記録媒体は、フィルム（マイクロフィルム、スライドフィルム、ネガフィルム及び映画フィルムをいう。以下同じ。）及び電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で情報が記録された物であって、当該情報を再生し、又は用紙に出力するために特別の装置又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を必要とするものを除く。以下同じ。）とする。

(個人情報取扱事務の登録)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、別記様式第 1 号によるものとする。

2 条例第 4 条第 1 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第 4 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の登録年月日

(2) 個人情報取扱事務の開始の時期

(3) 個人情報取扱事務の目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供の有無

(4) 条例第 7 条に規定する電子情報処理組織の使用による個人情報の実施機関以外のものへの提供の有無

(5) 個人情報取扱事務の委託の有無

3 条例第 4 条第 4 項第 3 号に規定する規則で定める事務は、取り扱う個人情報が物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、その送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみの事務とする。

(個人情報の開示請求)

第 4 条 条例第 11 条第 3 項に規定する書面は、個人情報開示請求書（別記様式第 2 号）によるものとする。

2 条例第 11 条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第 11 条第 2 項に規定する法定代理人（以下「法定代理人」という。）が本人に代わって同項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）をする場合における本人の氏名及び住所

(2) 希望する開示の方法

(3) 希望する開示を行う場所

(本人であることを証明するために必要な書類等)

第 5 条 条例第 11 条第 4 項（条例第 14 条第 3 項、第 17 条第 5 項、第 20 条第 3 項及び第 23 条第

3項（同条第6項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 本人が請求又は申出をする場合 運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の本人であることを確認するために実施機関が適当と認める書類
- (2) 法定代理人が本人に代わって請求又は申出をする場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他のその資格を証明する書類
(不開示情報)

第5条の2 条例第12条第1項第2号ロに規定する規則で定める警察職員は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者とする。

(開示請求に対する法定通知書等)

第6条 条例第13条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 一の開示請求につき、開示の決定のみを行う場合 個人情報開示決定通知書（別記様式第3号）
- (2) 一の開示請求につき、開示の決定と開示をしない旨の決定とを併せ行う場合 個人情報一部開示決定通知書（別記様式第4号）
- (3) 一の開示請求につき、開示をしない旨の決定のみを行う場合 個人情報不開示決定通知書（別記様式第5号）

2 条例第13条第2項（条例第19条及び第21条において準用する場合を含む。）及び第3項の規定による通知は、個人情報開示（訂正・利用停止）等決定期間延長通知書（別記様式第6号）によるものとする。

(意見の聴取の通知等)

第6条の2 実施機関は、条例第13条第5項の規定により、第三者に対し、意見を述べる機会を与える場合は、当該第三者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について、書面により通知しなければならない。

- (1) 個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の内容
- (2) 意見を聴取する予定の期日及び場所
- (3) 当該第三者が意見を述べることとした場合にその意見の聴取を担当する実施機関の部局等

2 前項の規定による通知は、個人情報開示第三者通知書（別記様式第7号）によるものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた第三者は、口頭又は書面による意見の陳述を希望する場合は、実施機関が指定する日までに、個人情報開示第三者意見書（別記様式第7号の2）を実施機関に提出するものとする。

4 実施機関は、第三者が口頭による意見の陳述を希望した場合は、当該第三者に対し、意見の聴取を行う日時及び場所を、書面により通知しなければならない。

5 前項の規定による通知は、個人情報開示第三者意見聴取通知書（別記様式第7号の3）によるものとする。

(代理人)

第6条の3 前条第3項の規定により口頭による意見の陳述を希望した第三者は、意見の陳述について、代理人を選任することができる。

2 前項の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

(意見の聴取の実施)

第6条の4 実施機関は、第三者から意見の聴取を行うに際し、当該実施機関の指定する職員（以下「主宰者」という。）に、開示請求に係る個人情報に含まれている第三者に関する情報の内容について、当該第三者又はその代理人（以下「第三者等」という。）に対し、説明させなければならない。

- 2 第三者等は、主宰者に対し、意見を述べ、及び質問をすることができる。
- 3 主宰者は、第三者等が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて陳述する場合その他意見の聴取の適正な進行を図るためやむを得ないと認める場合は、陳述を制限することができる。
- 4 主宰者は、必要があると認めるときは、第三者等に対し、質問をし、又は説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、意見の聴取の進行を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命じる等必要な措置をとることができる。
- 6 意見の聴取は、公開しない。

(意見の聴取の終結)

第6条の5 実施機関は、その指定した日までに個人情報開示第三者意見書の提出がない場合又は第三者が意見の聴取に出頭しない場合は、当該第三者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

(個人情報開示決定第三者通知書)

第6条の6 条例第13条第6項の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(別記様式第7号の4)によるものとする。

(個人情報開示請求事案移送通知書)

第6条の7 条例第14条の2第1項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第7号の5)によるものとする。

(開示の方法)

第7条 条例第14条第1項の規定による開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関が別に定めるところにより行うものとする。

- 2 条例第14条第1項第2号に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) フィルムに記録されている個人情報 当該個人情報を映写したものの視聴(マイクロフィルムにあっては、当該個人情報を用紙に出力したものの閲覧又は当該出力したものの写しの交付)
- (2) 録音テープに記録されている個人情報 次に掲げる方法
 - イ 当該個人情報を専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該個人情報を録音カセットテープ(日本工業規格C 5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付
- (3) ビデオテープに記録されている個人情報 次に掲げる方法
 - イ 当該個人情報を専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該個人情報をビデオカセットテープ(日本工業規格C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付
- (4) その他の電磁的記録媒体に記録されている個人情報 次に掲げる方法であって、実施機関が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - イ 当該個人情報を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付
 - ロ 当該個人情報を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該個人情報をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)又は光ディスク(日本工業規格X 0606及びX 6281又はX 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

- 3 閲覧又は視聴の方法により個人情報の開示を受ける者は、当該個人情報が記録された公文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

- 4 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがある者に対して、公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(開示請求等の特例に係る公示)

第8条 実施機関は、条例第15条第1項に規定する個人情報を定めたときは、これを公示するものとする。

(手数料の額)

第9条 条例第16条第1項第1号に規定する規則で定める写しは、複写機によりカラーで複写したものとし、同号に規定する規則で定める額は、50円とする。

2 条例第16条第1項第2号に規定する規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる方法とし、同号に規定する規則で定める額は、同表の左欄に掲げる方法の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

方 法	額
(1) 第7条第2項第1号に規定するマイクロフィルムに記録されている個人情報を用紙に出力したものの写しの交付	交付する写しの枚数(日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。第4号及び第5号において同じ。)1枚につき10円
(2) 第7条第2項第2号に規定する録音テープに記録されている個人情報を同号ロに規定する録音カセットテープに複写したものの交付	交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円
(3) 第7条第2項第3号に規定するビデオテープに記録されている個人情報を同号ロに規定するビデオカセットテープに複写したものの交付	交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円
(4) 第7条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている個人情報を用紙に出力したもの又はその写し(次号に掲げるものを除く。)の交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円
(5) 第7条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている個人情報をカラーで用紙に出力したもの又はその写しの交付	交付する用紙の枚数1枚につき50円
(6) 第7条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている個人情報を同号ハに規定するフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
(7) 第7条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている個人情報を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき80円

<p>(8) 第7条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている個人情報を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>交付する光ディスクの枚数1枚につき160円</p>
---	------------------------------

(個人情報の訂正請求等)

第10条 条例第17条第2項に規定する書面は、個人情報訂正請求書(別記様式第8号)によるものとする。

2 条例第17条第2項第4号、第20条第2項第4号及び第23条第2項第4号(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、法定代理人が本人に代わって条例第17条第2項に規定する訂正請求(以下「訂正請求」という。)、条例第20条第2項に規定する利用停止請求(以下「利用停止請求」という。)又は条例第23条第1項に規定する是正の申出をする場合における本人の氏名及び住所とする。

(訂正請求に対する決定通知書)

第11条 条例第19条において準用する条例第13条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 一の訂正請求につき、訂正の決定のみを行う場合 個人情報訂正決定通知書(別記様式第9号)
- (2) 一の訂正請求につき、訂正の決定と訂正をしない旨の決定とを併せ行う場合 個人情報一部訂正決定通知書(別記様式第10号)
- (3) 一の訂正請求につき、訂正をしない旨の決定のみを行う場合 個人情報不訂正決定通知書(別記様式第11号)

(個人情報訂正実施通知書)

第11条の2 条例第19条の2に規定する書面は、個人情報訂正実施通知書(別記様式第11号の2)によるものとする。

(個人情報の利用停止請求)

第12条 条例第20条第2項に規定する書面は、個人情報利用停止請求書(別記様式第12号)によるものとする。

(利用停止請求に対する決定通知書)

第13条 条例第21条において準用する条例第13条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 一の利用停止請求につき、利用停止の決定のみを行う場合 個人情報利用停止決定通知書(別記様式第13号)
- (2) 一の利用停止請求につき、利用停止の決定と利用停止をしない旨の決定とを併せ行う場合 個人情報一部利用停止決定通知書(別記様式第14号)
- (3) 一の利用停止請求につき、利用停止をしない旨の決定のみを行う場合 個人情報不利用停止決定通知書(別記様式第15号)

(是正の申出)

第14条 条例第23条第2項に規定する書面は、個人情報取扱是正申出書(別記様式第16号)によるものとする。

2 条例第23条第6項において準用する同条第2項に規定する書面は、個人情報取扱是正再調査申出書(別記様式第17号)によるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 22 日規則第 16 号）

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前になされた請求に係る個人情報の開示の決定を受けた者から徴収する手数料については、改正後の第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 30 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日規則第 18 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 16 日規則第 16 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 41 号）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前になされた請求に係る個人情報の開示の決定を受けた者から徴収する手数料については、改正後の第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日規則第 30 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 31 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。